

飯能市の都市計画

令和7年度版



都市計画道路・六道巽原線（双柳南部土地区画整理事業地内）

飯能市建設部都市計画課

目 次

1	市の概要	
(1)	市の位置	1
(2)	市の沿革	1
(3)	人口	1
2	都市計画	
(1)	都市計画の意義	4
(2)	都市計画マスタープラン	4
(3)	都市計画の決定	4
(4)	都市計画の決定手続	5
(5)	都市計画提案制度	7
3	土地利用	
(1)	都市計画区域	8
(2)	市街化区域及び市街化調整区域	9
(3)	用途地域	11
(4)	防火地域及び準防火地域	15
(5)	地区計画	15
(6)	生産緑地地区	17
4	都市施設	
(1)	都市計画道路	17
(2)	駅前交通広場	21
(3)	都市公園	21
(4)	下水道	24
(5)	その他の施設等	25
5	市街地開発事業	
(1)	土地区画整理事業	26

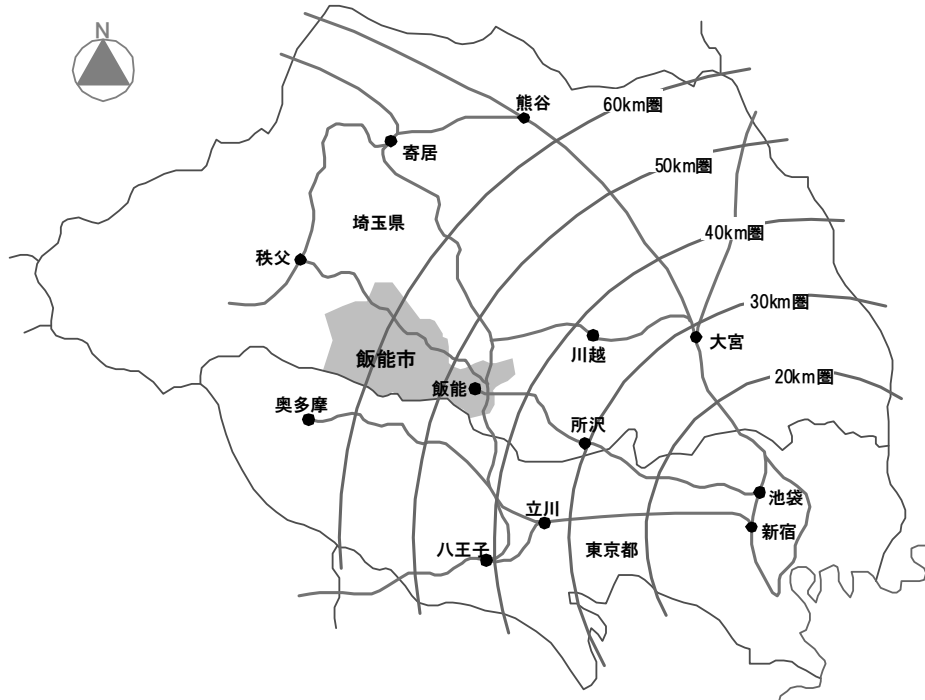
1 市の概要

(1)市の位置

本市は、埼玉県南西部にあり、都心から約50km圏に位置し、市域は、南東から北西に細長く、行政区域面積は19,305haである。

また、市域の約75%を森林が占めており、県立奥武蔵自然公園の中核をなしている。

位置図



(2)市の沿革

昭和18年に飯能町、加治村、精明村、南高麗村、元加治村の1町4村が合併、昭和29年に県内9番目の市制を施行、飯能市となった。同年、元加治地区と新光の一部を分離、昭和31年に吾野村、東吾野村、原市場村の3村と、平成17年1月1日には名栗村と合併し現在に至っている。

(3)人口

本市の人口は、市制施行以来自然増加による緩やかな伸びを示してきたが、総人口の減少等により、現在は減少傾向に転じている状況である。

今後は、人口減少に歯止めをかけるべく、活力ある都市をめざして、豊かな自然の中でいきいきと子育てのできる環境づくりと、都市的な活気を兼ね備えたまちづくりなどの政策を積極的に推進する。

人口・人口集中地区の推移

国勢調査：各年 10 月 1 日現在

年度	人口(人)	増加率(%)	人口集中地区(DID)※		
			面積(ha)	人口(人)	人口密度 (人/ha)
昭和 35 年	44,153	—	140	13,877	99
昭和 40 年	47,825	8.3	170	16,322	96
昭和 45 年	52,066	8.9	290	19,382	67
昭和 50 年	55,926	7.4	400	22,637	57
昭和 55 年	61,179	9.4	660	33,296	50
昭和 60 年	66,550	8.8	730	38,482	53
平成 2 年	73,214	10.0	780	43,025	55
平成 7 年	80,535	10.0	760	45,472	60
平成 12 年	83,210	3.3	833	51,495	62
平成 17 年	84,860	2.0	835	51,734	62
平成 22 年	83,549	-1.5	854	52,828	62
平成 27 年	80,715	-3.4	868	53,104	61
令和 2 年	80,361	-0.4	924	55,074	60

※人口集中地区(DID)

人口密度の高い調査区(原則として人口密度1km²あたり約4,000人以上)が隣接して人口5,000人以上を有する地区。平成12年から美杉台の一部がDID区域に加わった。



市街地中心部の街並み

飯能市 人 口 表

令和7年 4月1日 現在

大字名	住 民 基 本 台 帳 人 口									
	世帯数	日 本 人			外 国 人			総 人 口		
		男	女	計	男	女	計	男	女	計
山手町	552	628	618	1,246	10	13	23	638	631	1,269
本郷町	447	423	420	843	7	10	17	430	430	860
八幡町	705	703	748	1,451	15	12	27	718	760	1,478
新郷町	659	648	626	1,274	10	21	31	658	647	1,305
東郷町	445	388	439	827	27	12	39	415	451	866
柳町	809	656	696	1,352	31	22	53	687	718	1,405
仲町	759	663	728	1,391	27	31	58	690	759	1,449
稲荷町	435	392	430	822	20	11	31	412	441	853
南郷町	489	434	435	869	14	12	26	448	447	895
大字飯能町	716	810	829	1,639	9	18	27	819	847	1,666
大字原町	97	113	115	228	1	1	2	114	116	230
大字原町	169	157	169	326	22	2	24	179	171	350
大字久下町	65	67	59	126	-	1	1	67	60	127
大字久下町	1,316	1,382	1,426	2,808	18	37	55	1,400	1,463	2,863
大字久下町	89	101	95	196	-	-	-	101	95	196
大字小瀬町	190	195	198	393	1	2	3	196	200	396
大字大河原町	228	270	277	547	1	2	3	271	279	550
大字小岩井町	204	199	187	386	1	-	1	200	187	387
大字永田町	298	307	304	611	3	2	5	310	306	616
栄町	591	490	550	1,040	21	19	40	511	569	1,080
緑町	407	413	405	818	14	16	30	427	421	848
永田台1丁目	299	303	307	610	1	3	4	304	310	614
永田台2丁目	202	288	272	560	2	3	5	290	275	565
永田台3丁目	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
茜台1丁目	211	254	243	497	29	7	36	283	250	533
茜台2丁目	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
茜台3丁目	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
大字下加久保町	158	169	179	348	1	4	5	170	183	353
大字小宮町	145	136	149	285	1	-	1	137	149	286
大字平松町	42	52	52	104	-	-	-	52	52	104
大字川崎町	447	465	485	950	5	6	11	470	491	961
大字下川崎町	81	90	83	173	-	1	1	90	84	174
大字新光町	75	93	69	162	3	-	3	96	69	165
大字新場町	137	146	137	283	1	4	5	147	141	288
大字双柳町	281	212	255	467	8	-	8	220	255	475
大字双柳町	5,008	5,213	5,232	10,445	177	149	326	5,390	5,381	10,771
大字青木居町	759	811	827	1,638	13	22	35	824	849	1,673
大字中岩沢町	443	459	456	915	10	6	16	469	462	931
大字岩沢町	2,885	2,981	2,948	5,929	79	59	138	3,060	3,007	6,067
大字笠縫寺町	1,847	2,087	2,036	4,123	46	23	69	2,133	2,059	4,192
大字川須合町	2,947	3,050	3,054	6,104	63	47	110	3,113	3,101	6,214
大字阿須合町	260	243	241	484	2	2	4	245	243	488
大字前ヶ真町	201	223	235	458	2	-	2	225	235	460
大字前ヶ真町	497	527	549	1,076	1	6	7	528	555	1,083
大字矢風町	358	380	367	747	3	4	7	383	371	754
大字矢風町	390	496	481	977	17	4	21	513	485	998
美杉台1丁目	173	191	204	395	1	2	3	192	206	398
美杉台2丁目	333	377	367	744	9	7	16	386	374	760
美杉台3丁目	239	236	255	491	5	1	6	241	256	497
美杉台4丁目	495	565	569	1,134	14	11	25	579	580	1,159
美杉台5丁目	778	804	861	1,665	4	7	11	808	868	1,676
美杉台6丁目	373	563	545	1,108	4	6	10	567	551	1,118
美杉台7丁目	445	674	704	1,378	6	4	10	680	708	1,388
大字岩瀬町	420	450	470	920	2	1	3	452	471	923
大字下畑町	128	150	145	295	1	-	1	151	145	296
大字上畑町	118	135	155	290	-	1	1	135	156	291
大字上畑町	50	56	49	105	-	-	-	56	49	105
大字下直竹分	145	146	154	300	-	1	1	146	155	301
大字上直竹分	65	65	67	132	2	-	2	67	67	134
大字上直竹分	25	29	26	55	1	-	1	30	26	56
大字白子戸町	142	147	150	297	-	-	-	147	150	297
大字平秀上町	213	187	208	395	2	1	3	189	209	398
大字虎秀上町	105	107	108	215	1	-	1	108	108	216
大字長沢町	165	184	165	349	4	6	10	188	171	359
大字原市場町	160	150	139	289	7	4	11	157	143	300
大字原市場町	679	706	690	1,396	4	6	10	710	696	1,406
大字下赤工町	491	499	490	989	3	5	8	502	495	997
大字上赤工町	243	260	263	523	3	2	5	263	265	528
大字唐竹郷	456	488	424	912	8	5	13	496	429	925
大字唐竹郷	397	374	372	746	5	7	12	379	379	758
大字中藤郷	424	426	379	805	2	3	5	428	382	810
大字中藤郷	193	200	172	372	1	2	3	201	174	375
大字中藤郷	111	104	96	200	-	1	1	104	97	201
大字南郷町	44	42	32	74	-	1	1	42	33	75
大字坂石町	169	174	157	331	2	2	4	176	159	335
大字坂石町	172	168	156	324	-	1	1	168	157	325
大字野上町	125	119	128	247	2	1	3	121	129	250
大字上長沢町	3	3	2	5	-	-	-	3	2	5
大字高山川町	7	4	6	10	-	-	-	4	6	10
大字北元町	119	110	111	221	-	-	-	110	111	221
大字坂元町	56	54	43	97	-	-	-	54	43	97
大字下名栗町	236	201	181	382	1	2	3	202	183	385
大字下名栗町	372	321	349	670	1	1	2	322	350	672
大字上名栗町	446	424	420	844	1	-	1	425	420	845
合 計	36,658	38,010	38,223	76,233	812	685	1,497	38,822	38,908	77,730

出典：飯能市ホームページ 町名(大字)別世帯人口

2 都市計画

(1)都市計画の意義

都市計画は、都市の健全な発展と秩序ある整備を図ることが目的である。その基本理念については、都市計画法の中で「農林漁業との健全な調和を図りつつ、健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動を確保すべきこと、並びにこのためには適正な制限のもとに土地の合理的な利用が図られるべきこと」として規定されている。この都市計画の目的を実現するためには、国及び地方公共団体が都市計画の適切な遂行に努めると共に、都市の住民も協力し、良好な都市環境の形成に努めることが責務とされている。

(2)都市計画マスタープラン

平成5年6月の「都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律」施行により、「市町村の都市計画に関する基本的な方針(都市計画マスタープラン)」を定めることとされた。都市計画マスタープランは、まちづくりの基本的な方向を示すものであり、市町村ごとに独創性を発揮して策定されるものである。よって、住民の理解と参加のもとで策定する必要があり、意見を反映させる機会等を設けることが重要である。

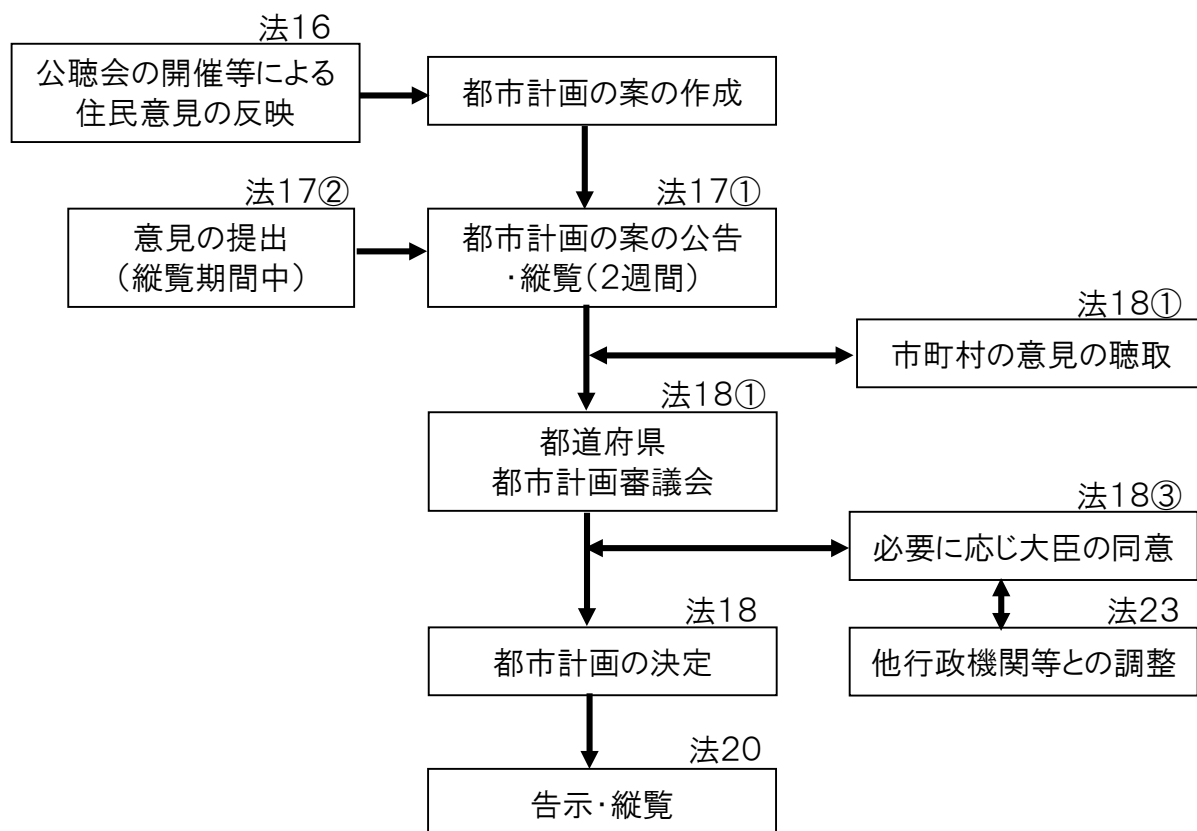
本市では、平成8年度からワークショップを開催するなどして、「地区別土地利用計画」とあわせて策定を進め、平成11年3月に公表した。その後、市の諸計画や社会情勢等の変化に対応するため、平成21年3月、平成29年3月にそれぞれ改訂を行った。令和6年度と令和7年度の2か年をかけて市民等からのご意見を取り入れながら、コンパクト・プラス・ネットワークの考え方のもと持続可能なまちづくりを目指す「立地適正化計画」と一体的に策定を進めている。

(3)都市計画の決定

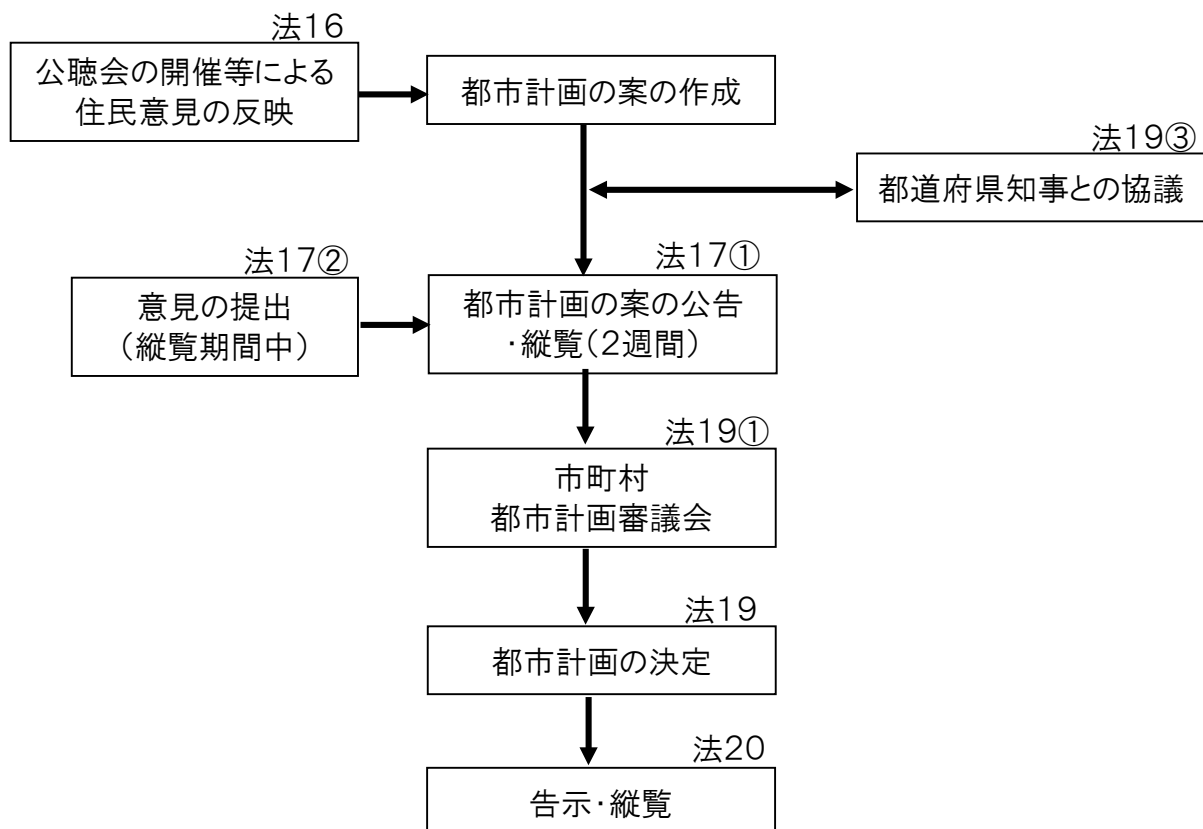
都市計画を定めるためには一定の手続きが必要であり、またその都市計画には、都道府県が決定するものと、市町村が決定するものがある。前者は都市計画の中で広域的見地から定める必要のあるもの、後者はその他のものについて定めることとなっている。

(4)都市計画の決定手続

◆県決定の場合◆



◆市決定の場合◆



主な都市計画の決定権限一覧

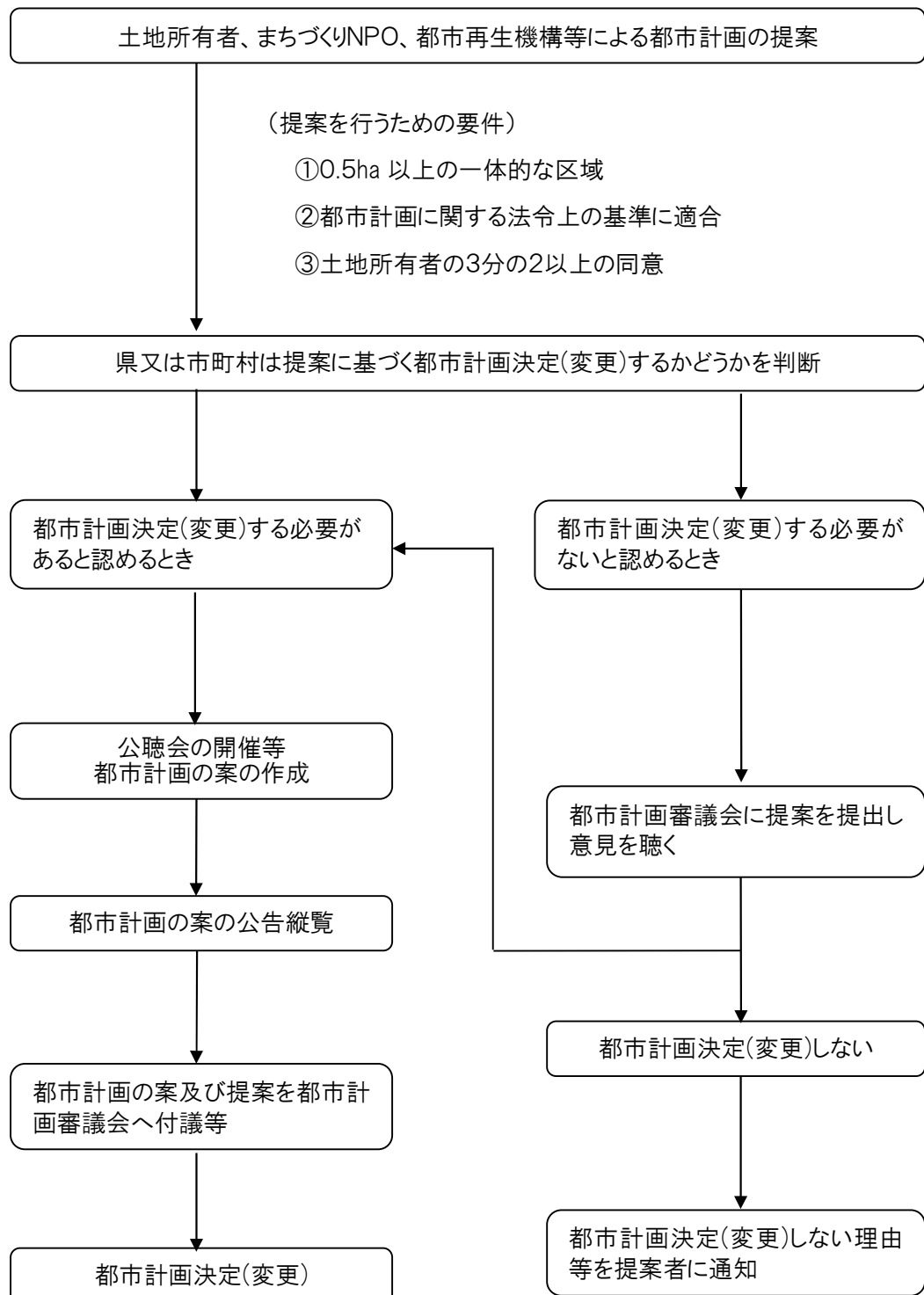
都市計画の内容				市町村決定	県決定	
					県又は政令市	県のみ
都市計画区域						●
都市計画区域の整備、開発及び保全の方針					●	
区域区分					●	
都市再開発方針等					●	
地域地区	用途地域	既成市街地、近郊整備地帯		●		
		その他		●		
	特別用途地区		●			
	高度地区・高度利用地区		●			
	特定街区		●			
	防火地域・準防火地域		●			
	景観地区		●			
	風致地区	面積10ha以上	2以上の市町村の区域		●	
			その他	●		
		面積10ha未満		●		
	駐車場整備地区		●			
	流通業務地区			●		
	生産緑地地区		●			
都市施設	道路	自動車専用道路	高速自動車国道		●	
			その他		●	
		一般国道			●	
		都道府県道	4車線以上		●	
			4車線未満		●	
		その他の道路	4車線以上	●		
			4車線未満	●		
	公園・緑地	面積10ha以上	国が設置するもの			●
			県が設置するもの		●	
			その他	●		
		面積10ha未満		●		
	下水道	公共下水道	排水区域が2以上の市町村の区域			●
			その他	●		
		流域下水道				●
	その他		●			
	汚水処理場、ごみ処理施設	産業廃棄物処理施設			●	
		その他		●		
	河川	一級河川				●
		二級河川			●	
		準用河川		●		
	図書館、その他の教育文化施設		●			
市街地開発事業	土地区画整理事業	面積50ha超	国又は県が施行		●	
			その他	●		
	面積50ha以下		●			
	市街地再開発事業	面積3ha超	国又は県が施行		●	
その他			●			
面積3ha以下		●				
地区計画等				●		

出典：埼玉県ホームページ 都市計画の決定

(5) 都市計画提案制度

平成14年の都市計画法改正(平成15年1月1日施行)により創設された制度で、土地所有者等が一定の条件を満たしたうえで都市計画の決定又は変更について提案できる制度です。ただし、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」、「都市再開発方針」等に関するものを除きます。(法第21条の2)

< 都市計画提案制度のながれ >



3 土地利用

(1)都市計画区域

都市計画区域とは、都市計画を策定する場であり、都市計画の基本理念を達成するために都市計画法その他の法令の規制を受けるべき土地の範囲をいう。

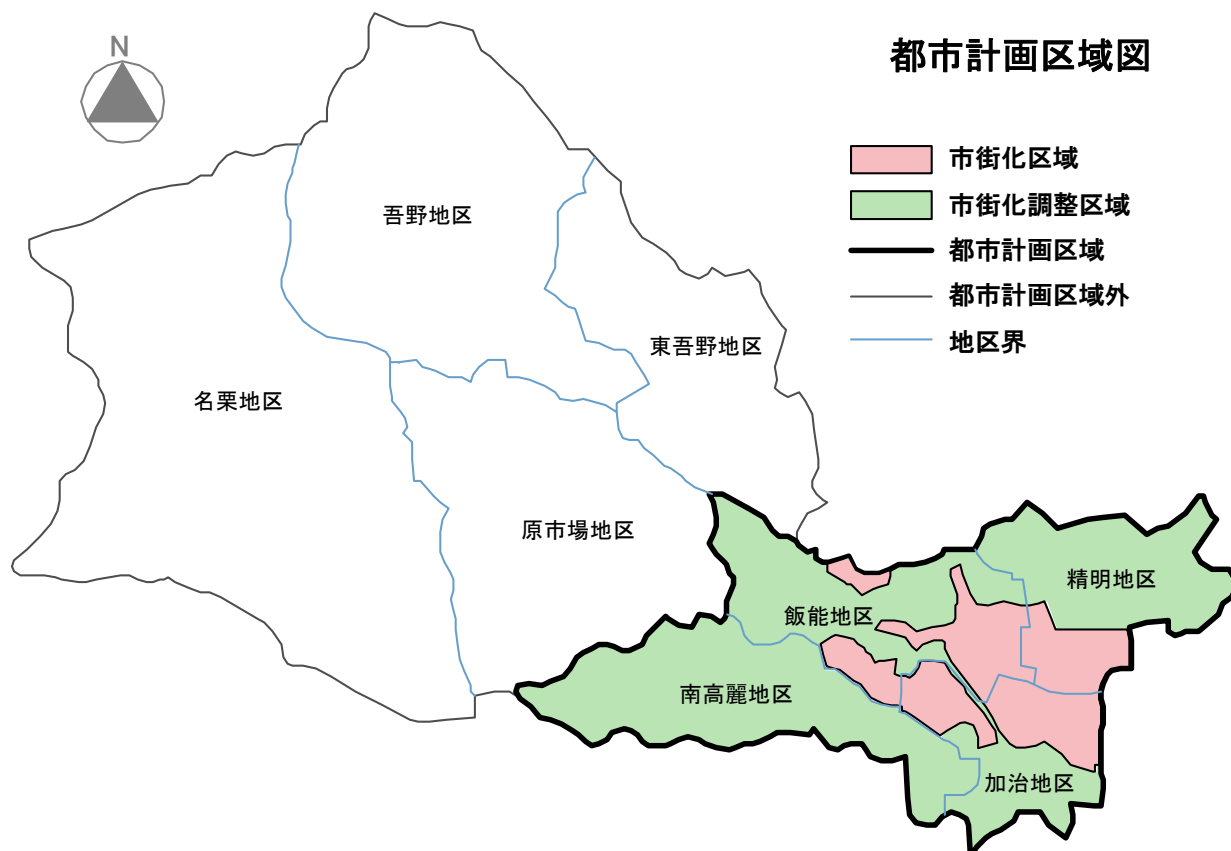
具体的には、一体の都市として総合的に整備し、開発し及び保全する必要がある区域を都道府県が指定する。

本市では、昭和19年5月31日に現在の市域の約29%にあたる5,566haについて、都市計画区域の指定を受けた。その後、昭和29年4月1日に元加治地区及び新光の一部が本市から分離、昭和60年11月15日に日高市との行政区域境界の変更を行ったことに伴い、都市計画区域の変更を行い、現在の5,012ha(吾野、東吾野、原市場及び名栗地区は区域外)となった。

区域別面積

令和7年4月1日現在

区域区分	面積(ha)	比率(%)	地区名
都市計画区域	5,012	26.0	飯能、精明、加治、南高麗
都市計画区域外	14,293	74.0	吾野、東吾野、原市場、名栗
計(市域)	19,305	100.0	



(2)市街化区域及び市街化調整区域

人口や産業が都市に集中するようになると、道路や公園、下水道といった基本的な生活環境施設が整っていない市街地の周辺部まで家が建ち並び、無秩序な市街化(スプロール化)が形成される。無秩序な市街化を防止し、良好な都市を形成していくために都市計画区域を市街化区域と市街化調整区域に区分する制度(線引き制度)がある。

① 市街化区域

市街化区域とは、優先的かつ計画的に市街化を進める区域で、具体的には「すでに市街地を形成している区域」と「おおむね10年以内に計画的に市街化を図るべき区域」によって構成され、この区域では用途地域の指定、都市施設(道路、公園、下水道等)の整備や市街地開発事業が積極的に行われる。

本市においては、昭和45年8月25日、既に市街地を形成している旧飯能地区の一部と今後市街地開発事業等により市街化を図るべく、加治、精明地区の各一部を含む802haについて市街化区域として決定した。その後、昭和54年3月第1回見直しにより、土地区画整理事業及び民間宅地開発事業による計画的な市街地形成を図ることが確実となった飯能南台地区、武蔵丘地区等の約190ha、次いで、昭和60年11月第2回見直しにより、市街地の西方約2～3kmに位置する丘陵地、飯能大河原地区約138haが、また、平成元年7月の随時編入により民間宅地開発事業による飯能日高団地地区約46haが、市街化調整区域から市街化区域へそれぞれ編入された。また、平成3年12月第3回見直しにより、双柳北部地区の約13.5haが計画的な市街地整備の実施が確定するまでの間、市街化区域から用途地域を残したまま市街化調整区域に変更された。平成6年1月随時編入では、住宅・都市整備公団(現:都市再生機構)の土地区画整理事業による飯能南台第二地区約49.1haが市街化区域に編入され、平成10年11月第4回見直し時に計測方法の変更により区域内面積を修正し、平成18年3月第5回見直しにより、宅地開発の計画中止に伴い計画的な市街地形成の見込みがなくなった武蔵丘地区約73.2haが市街化区域から市街化調整区域に変更され、平成19年8月28日には、双柳北部地区約13.5haを市街化区域への再編入を行った。その後、令和5年10月第8回見直しにより、市道1-4号線の拡幅整備に伴い約0.4haが市街化調整区域に変更され、本市の市街化区域は1,143.6haとなった。

②市街化調整区域

市街化調整区域とは、市街化区域とは反対に市街化を抑制する区域で、都市基盤整備は原則として行われない。

本市では、市街地北東部の精明地区の一部は農振農用地区域に指定され、都市近郊農業が展開されている。一方、奥武蔵自然公園に指定されている西部山地部、入間川、天覧山、多峯主山等は自然景観に富んでおり、自然地として保全を図る必要がある。このようなことから市街化調整区域に決定されたものである。なお、本市の区域区分の内訳は次のとおりである。

区域別面積

令和7年4月1日現在

区域区分	面積(ha)	比率(%)
市街化区域	1,143.6	22.8
市街化調整区域	3,868.4	77.2
計 (都市計画区域)	5,012.0	100.0

区域別人口の推移

都市計画基礎調査：各年 10 月 1 日現在・単位：人

	昭和 50 年	昭和 55 年	昭和 60 年	平成 2 年	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	令和 2 年
都市計画区域	45,684	50,997	54,983	59,895	65,911	67,199	68,045	68,519	67,668	68,773
市街化区域	32,919	37,544	41,167	45,311	50,129	51,084	52,003	52,916	53,797	55,168
市街化調整区域	12,765	13,453	13,816	14,584	15,782	16,115	16,042	15,603	13,871	13,605

市街化区域及び市街化調整区域の決定・変更の経緯

決定・変更日	市街化区域 面積(ha)	内 容
S45.08.25 県 0976	802.0	当初決定
S54.03.30 県 0539	992.0	第1回見直しにより飯能南台、武蔵丘地区ほか約 190ha 市街化区域へ編入
S60.11.15 県 1804	1,130.0	第2回見直しにより飯能大河原地区約 138ha 市街化区域へ編入
H01.07.07 県 0861	1,176.0	随時編入により飯能日高団地地区約 46ha 市街化区域へ編入
H03.12.24 県 1766	1,162.5	第3回見直しにより双柳北部地区約 13.5ha 市街化調整区域へ変更
H06.01.14 県 0053	1,211.6	随時編入により飯能南台第二地区約 49.1ha 市街化区域へ編入
H10.11.27 県 1538	1,203.7	第4回見直しにより区域内面積修正約 7.9ha(区域の変更なし)
H16.04.27 県 921	1,203.7	平成12年度実施の都市計画基礎調査結果に基づく目標人口の見直し(区域区分の変更なし)
H18.03.31 県 0595	1,130.5	第5回見直しにより武蔵丘地区約 73.2ha 市街化調整区域へ変更
H19.08.28 県 1308	1,144.0	随時編入により双柳北部地区約 13.5ha 市街化区域へ編入
H25.08.09 県 1130	1,144.0	第6回見直し(区域区分の変更なし)
H29.01.27 県 84	1,144.0	第7回見直し(区域区分の変更なし)
R05.10.06 県 1172	1,143.6	第8回見直しにより市道 1-4 号線沿道地区約 0.4ha 市街化調整区域へ変更

(3)用途地域

用途地域は、土地利用の基本的内容を示すもので、健全で円滑な都市活動を確保するため市街化を図る市街化区域に定めることとされている。

人口や産業が集中し、種々雑多な活動が行われている都市においては、放置しておくとなかなか用途や形態の建物が混在し、騒音、日照等の生活環境の悪化、生産活動、交通等の都市機能の混乱が生じる恐れがある。そこで、このようなことが起こらないように地域別に建物の用途、床面積、形態等についてお互いに守るべき最低限のルールを定めているのが用途地域制度である。

住居系

①第一種低層住居専用地域

低層の住宅の良好な住居の環境を保護するために定められた地域である。

中山、双柳、岩沢等の市街地周辺部や美杉台、永田台地区等の丘陵地における大規模開発地区に配置されている。

②第二種低層住居専用地域

主として低層の住宅の良好な住居の環境を保護するために定められた地域である。

稲荷町、南町、大字久下の一部に配置されている。

③第一種中高層専用住居地域

中高層の住宅の良好な住居の環境を保護するために定められた地域である。

中山及び双柳土地区画整理事業施行済み区域や市街化の進行が著しい川寺、笠縫、岩沢、双柳等の市街地周辺部などに配置されている。

④第二種中高層専用住居地域

主として中高層の住宅の良好な住居の環境を保護するために定められた地域である。

笠縫土地区画整理事業区域や双柳の補助幹線的な道路沿いに配置されている。

⑤第一種住居地域

住居の環境を保護するために定められた地域である。

中心市街地の周辺部や鉄道、幹線道路沿い等に配置されている。

⑥第二種住居地域

主として住居の環境を保護するために定められた地域である。

市役所周辺に配置されている。

⑦準住居地域

道路の沿道にふさわしい業務の利便の増進を図りつつ、これと調和した住居の環境を保護するために定められた地域である。

JR 八高線以東の国道 299 号線沿いに配置されている。

⑧田園住居地域

農業の利便の保護を図りつつ、これと調和した低層住宅に係る良好な環境を保護するために定められた地域である。

本市では配置されていない。

商業系

⑨近隣商業地域

近隣の住宅地の住民に対する日用品を供給する建物が立地する地域である。

飯能駅前通り線等 3 本の道路沿いに配置されている。

⑩商業地域

各都市の中心部で、商業施設が多く立地する地域である。

飯能駅周辺部から東飯能駅周辺部にかけて配置されている。

工業系

⑪準工業地域

軽工業の工場の多くが立地する地域である。

入間川左岸沿いの川寺地区、双柳地区の市街化区域北側界、飯能茜台地区の一部に配置されている。

⑫工業地域

主に工場が立地するための地域である。

飯能駅南側の入間川左岸沿いと本市の東部で入間市に隣接している双柳、新光及び岩沢地区、飯能茜台地区の一部に配置されている。

⑬工業専用地域

重工業の工場等が立地するための地域である。

本市では配置されていない。

用途地域指定状況

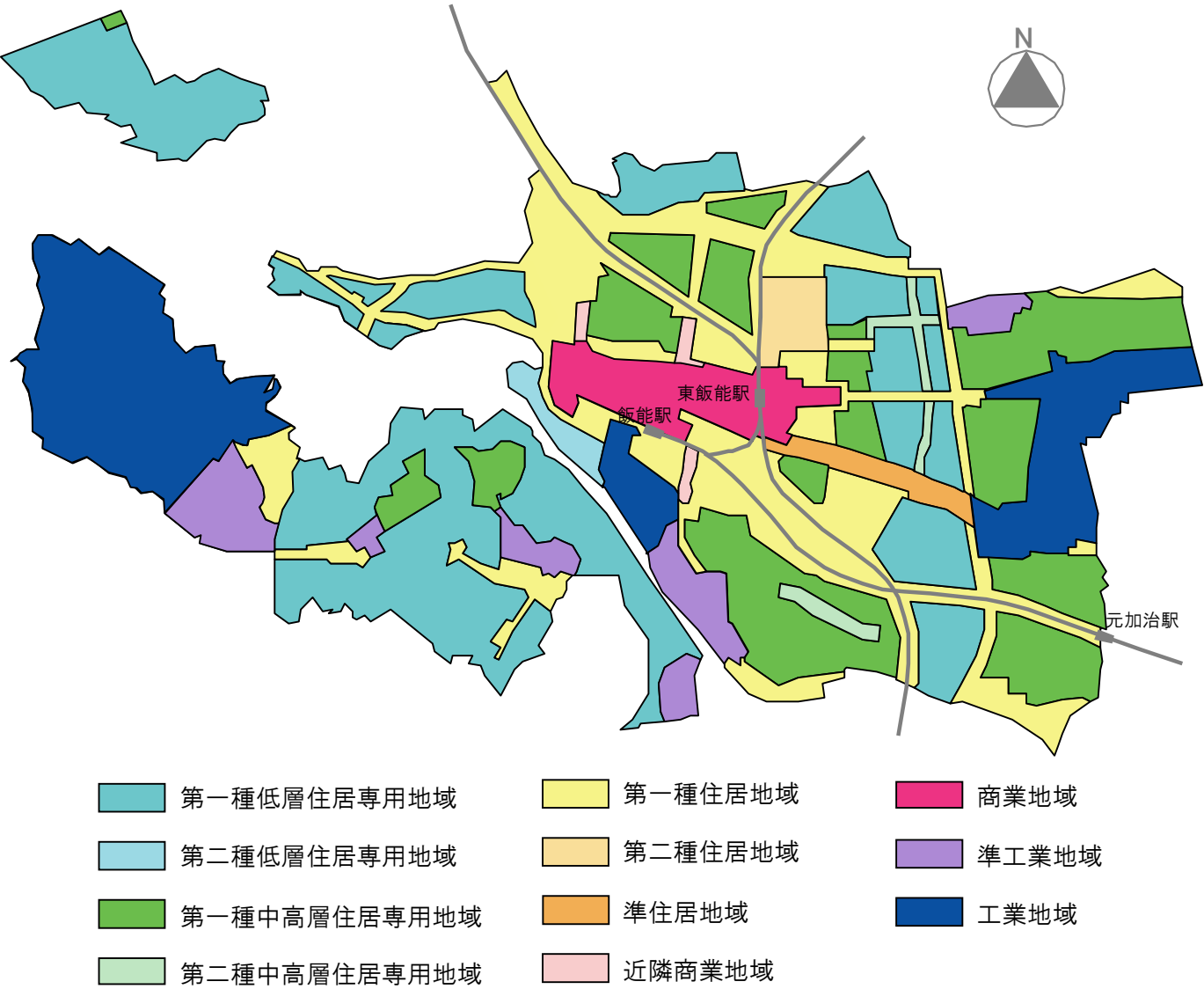
令和7年4月1日現在

用途地域		建ぺい率 (%)	容積率 (%)	面積 (ha)	比率 (%)
第一種低層住居専用地域		50、60	80、100	314.1	27.5
第二種低層住居専用地域		60	100	8.4	0.7
第一種中高層住居専用地域		60	200	210.6	18.4
第二種中高層住居専用地域		60	200	11.9	1.0
第一種住居地域		60	200	281.9	24.7
第二種住居地域		60	200	14.9	1.3
準住居地域		60	200	12.9	1.1
近隣商業地域		80	200	4.6	0.4
商業地域		80	400	51.1	4.5
準工業地域		60	200	57.5	5.0
工業地域		60	200	175.7	15.4
計				1,143.6	100.0

用途地域変更の決定・変更の経緯

決定・変更日	面積(ha)	内 容
S41.12.28 建 4204	622	当初指定
S45.12.28 県 1589	802	新都市計画法施行に伴う用途地域の変更及び住居専用地域の決定(4種類+2専用地域)
S48.12.28 県 1644	802	都市計画法の一部改正に伴う変更(4種類→8種類)
S51.08.20 県 1122	802	一部変更(浄化センター→工業系)
S54.03.30 県 0540	992	第1回線引き見直しに伴う変更(市街化区域編入)
S60.11.15 県 1805	1,130	第2回線引き見直しに伴う変更(市街化区域編入)
S63.07.19 県 1042	1,130	一部変更(飯能南台地区)
H01.07.07 県 0862	1,176	随時編入に伴う変更(市街化区域編入)
H06.01.14 県 0063	1,225	随時編入に伴う変更(市街化区域編入)
H07.12.22 県 1742	1,217.2	新用途地域に係る指定替え(住居系用途地域細分化)
H16.03.30 県 0591	1,217.2	一部変更(美杉台地区の一部、及び南台第二地区)
H17.11.11 県 0493	1,217.2	一部変更(征矢町の一部)
H18.03.31 県 0596	1,144.0	一部線引き見直しに伴う変更(武蔵丘地区)
H19.08.28 県 1309	1,144.0	一部変更(双柳北部地区の一部)
H21.10.06 県 1335	1,144.0	道路線形変更に伴う一部変更(飯能駅前通り線沿道地区)
H21.10.06 県 1335	1,144.0	道路線形変更に伴う一部変更(阿須小久保線沿道地区)
H23.03.29 県 388	1,144.0	土地利用計画変更に伴う変更(飯能大河原地区)
R02.07.01 市 200	1,144.0	飯能大河原線開通に合わせた見直しに伴う変更(大字飯能及び山手町の一部)
R05.10.06 市 289	1,143.6	道路線形変更に伴う一部変更(市道 1-4 号線沿道地区)

用途地域指定状況図

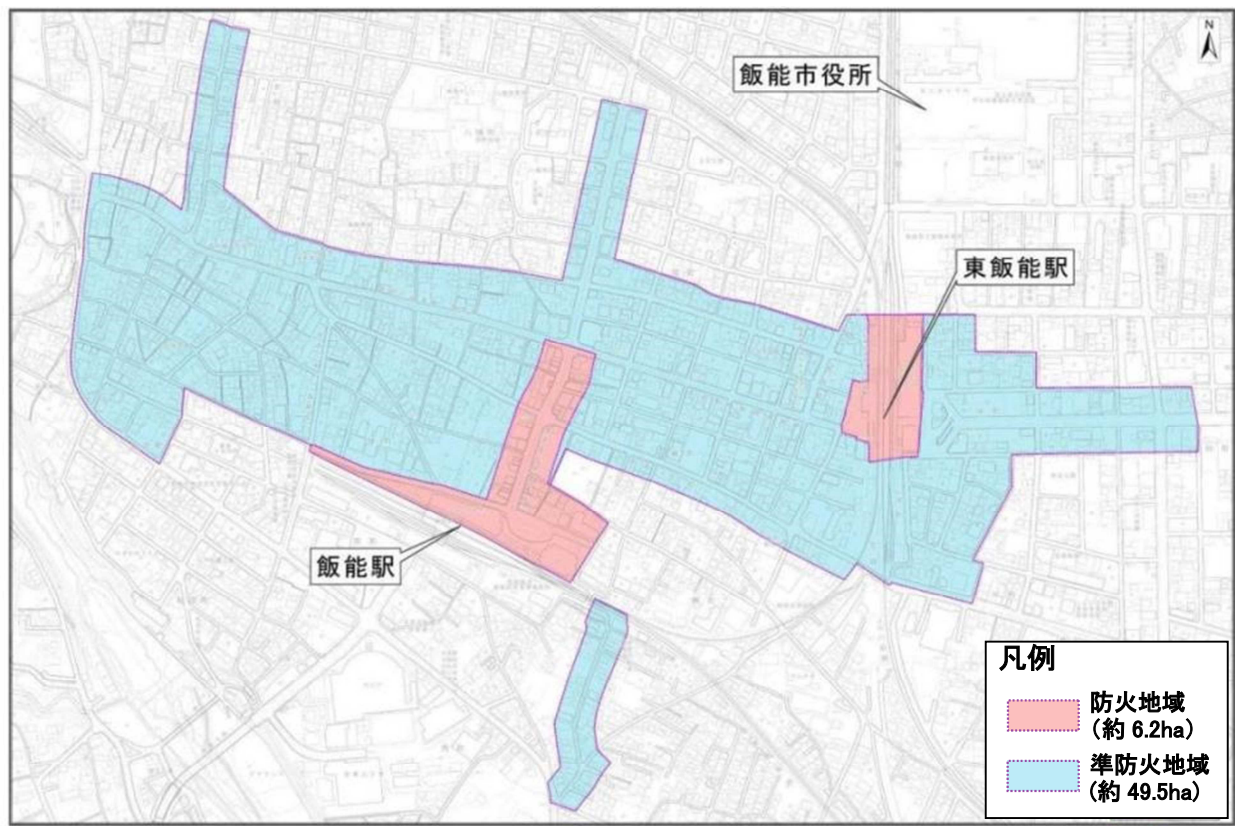


(4)防火地域及び準防火地域

防火地域及び準防火地域は、市街地における火災の延焼被害を抑えることを目的に、建て替え等の際に建築物等の規模や階数等に応じて、建築物等に一定の耐火性能や防火性能を満たすことを義務づけることにより、建物の不燃化、難燃化を促進するため指定するものである。

本市では、令和2年7月1日(飯能市告示第199号)に、商業地域及び近隣商業地域の全域(約55.7ha)において防火地域及び準防火地域を指定した。指定区域においては準防火地域を基本とし、飯能駅・東飯能駅周辺、飯能駅北口駅前通り線沿いについては、商業関連施設が多く不特定多数の人が集まることや既に高い防火性能を有する建物が多いことから防火地域とした。

防火地域及び準防火地域 指定図



(5)地区計画

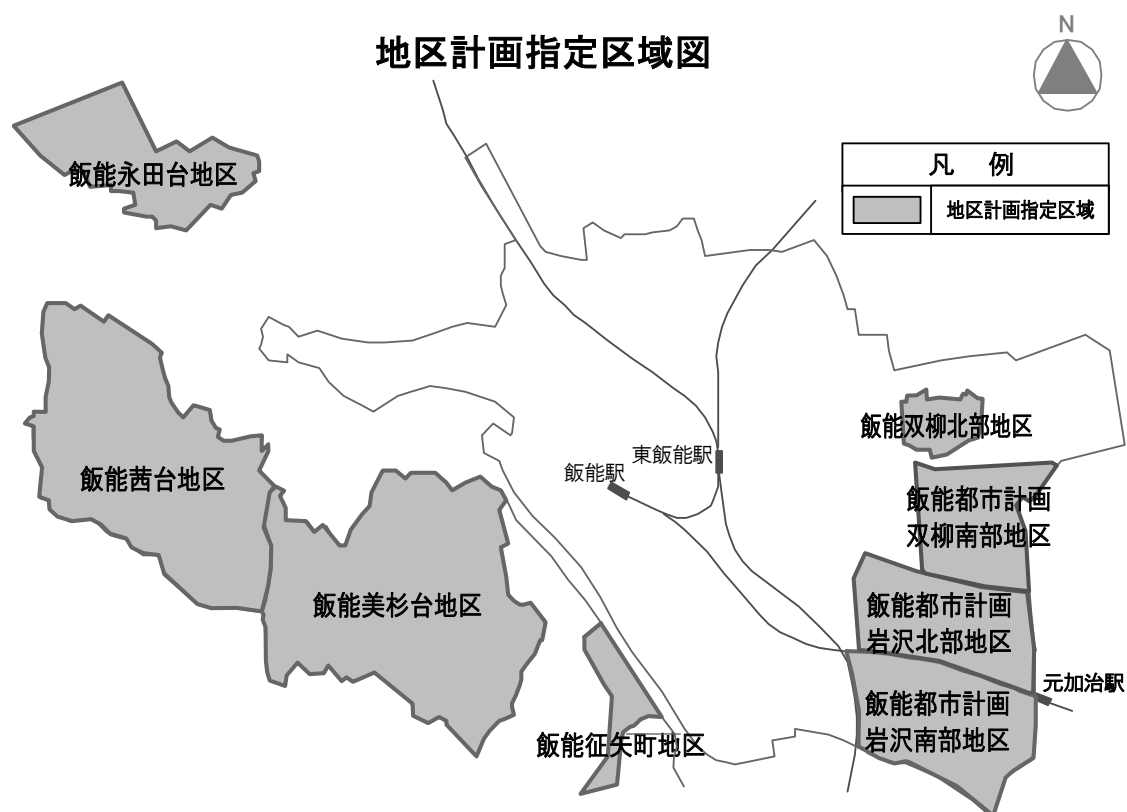
地区計画制度とは、一体的に整備及び保全を図るべき地区について、道路・公園等の地区施設の配置及び規模に関する事項、建築物の形態・用途・敷地等に関する事項、その他土地の利用の制限に関する事項を総合的かつ一体的に一つの計画として定め、その地区計画に沿って開発行為・建築行為等を誘導・規制することによって、地区の特性にふさわしい良好な市街地の整備及び保全を図ろうとするものであり、市町村が地区住民等の意向を十分反映しながら策定する都市計画である。

平成26年2月7日、飯能大河原地区地区計画の名称を飯能茜台地区地区計画へ変更した。また、令和元年7月5日、双柳南部土地区画整理事業の見直しに伴い、新たに双柳南部地区において地区計画を指定した。

地区計画決定状況

令和7年4月1日現在

地区名	指定面積	当初決定	最終変更	概 要
飯能美杉台地区	約 153.8ha	S63.07.19 市 76	H23.12.05 市 328	用途制限、高さ制限、形態・意匠、建ぺい率、容積率、最低敷地、かき・さく、壁面後退
飯能永田台地区	約 46.0ha	H01.07.07 市 86	H23.12.05 市 328	用途制限、高さ制限、形態・意匠、最低敷地、かき・さく、壁面後退
飯能双柳北部地区	約 13.5ha	H19.08.28 市 228	—	最低敷地、かき・さく、壁面後退
飯能都市計画 岩沢北部地区	約 44.2ha	H21.07.03 市 184	—	用途制限、最低敷地、かき・さく、壁面後退
飯能都市計画 岩沢南部地区	約 55.4ha	H21.07.03 市 184	H21.10.06 市 270	用途制限、最低敷地、かき・さく、壁面後退
飯能征矢町地区	約 11.4ha	H21.10.06 市 270	—	かき・さく、壁面後退、形態・意匠
飯能茜台地区 (旧飯能大河原地区)	約 137.7ha	H23.03.29 市 84	H26.02.07 市 34	用途制限、建ぺい率、容積率、最低敷地、かき・さく、壁面後退、樹木による緩衝帯の緑化(B地区) 【建築条例あり】
飯能都市計画 双柳南部地区	約 48.4ha	R1.07.05 市 67	R3.03.03 市 43	最低敷地、かき・さく、壁面後退 【建築条例あり】



(6)生産緑地地区

生産緑地地区は、市街化区域内における農地等の農業生産活動等に裏付けられた緑地機能に着目して、公害又は災害の防止、都市環境の保全等に役立つ農地等を計画的に保全し、良好な都市環境の形成を図るため指定するものである。

本市では、平成4年12月10日に当初指定(243地区、約51.73ha)、平成19年8月28日に市街化区域に編入された双柳北部地区の追加指定(7地区、約4.06ha)をしている。また、平成4年12月10日の指定から30年が経過する生産緑地については、154地区、約27.38haを特定生産緑地に指定した(令和4年8月25日飯能市告示第272号)。その後、特定生産緑地の指定のない生産緑地における買取り申出等により、生産緑地指定を解除し廃止された地区もあり、現在168地区、約31.89ha(令和6年12月4日飯能市告示第315号)を指定している。



4 都市施設

(1)都市計画道路

道路は、土地利用と並びまちづくりの根幹をなし、市民の日常生活と都市活動を支える最も基幹的な施設である。このうち、都市計画決定された道路が都市計画道路である。

本市では、現在24路線34.12kmが計画決定され、その整備状況は、約26.76kmが整備済である(令和7年4月1日時点)。

中心市街地に集中する国・県道の交通混雑を緩和し、市街地の交通の円滑化を図るため、阿須小久保線の整備等、早期完成に向けて事業を進めている。

都市計画道路の決定

令和7年4月1日現在

路線番号	名 称	位 置		幅員(m)	延長(m)	当初決定告示	最終変更告示	摘要(m ²)
		起 点	終 点					
3・4・1	東飯能駅東口駅前通り線	栄町	大字双柳字中宿	18	930	S41.03.22 建0792	H04.07.31 県1059	駅前交通広場 4,000
3・4・2	阿須小久保線	大字阿須字菅沢	大字小久保字八幡沢	16～18	4,080	〃	R03.03.03 市0042	
3・4・3	青木大久田線	大字双柳字上ノ台	大字飯能字愛宕	16	2,800	〃	H09.10.24 県1438	
3・4・5	久下六道線	柳町	大字岩沢字滝ノ上	16	2,330	S26.06.07 建0584	H06.06.17 県0923	
3・5・6	中央通り岩根橋線	東町	山手町	15	1,130	〃	S47.04.25 市0099	
3・5・7	飯能駅前通り線	仲町	大字中山字角廻前	11～15	1,140	〃	H21.10.06 県1336	
3・6・8	双柳中居線	大字双柳字水押	大字青木字大南西	11～16	1,130	〃	S47.04.25 市0099	
3・6・9	前田通り中居線	東町	大字中居字神薮	11	1,300	〃	〃	
3・6・10	川寺上野線	南町	大字中山字鶴舞	11～16	2,220	〃	H09.10.24 県1438	
3・3・11	飯能所沢線	大字双柳字丙新田	大字双柳字上ノ台	23.5	1,230	S55.02.05 県0164		
3・4・12	飯能駅南口駅前通り線	南町	大字岩測字前ヶ貫	16	1,810	S56.03.17 県0419	S62.11.20 県1870	駅前交通広場 4,500
3・4・13	飯能南台大河原線	美杉台三丁目	大字大河原字清水入	16～18	3,370	〃	H11.01.22 県0126	
3・5・14	飯能南台環状線	大字矢風字芝口ヲネ	大字矢風字滝沢	12	1,820	S56.03.17 市0040		
3・5・15	双柳岩沢線	大字双柳字水押	大字岩沢字樋ノ口	12	1,760	S59.10.12 市0178	H06.06.17 市0101	
3・5・16	川寺岩沢線	大字川寺字芝際	大字岩沢字中内手	12	1,510	〃		
3・6・17	大河原永田線	大字大河原字清水入	大字永田字西ヶ谷戸	10	1,540	S60.10.02 市0134	H17.07.19 市0182	
3・4・19	狭山飯能線	大字芦刈場字上ノ原	大字芦刈場字笹井道	16	370	S61.05.16 県0737		
3・5・20	東原巽原線	大字双柳字東原	大字双柳字巽原	12	550	H04.07.31 市0084		
3・5・21	巽原滝ノ上線	大字岩沢字滝ノ上	大字双柳字巽原	12	490	〃	R01.07.05 市0065	
3・4・22	元加治駅北口駅前通り線	大字岩沢字滝ノ上	大字岩沢字樋ノ口	16	420	H06.06.17 県0923		駅前交通広場 2,500
3・4・23	元加治駅南口駅前通り線	大字岩沢字松原	大字岩沢字中内手	16	820	H06.12.02 県1659		駅前交通広場 1,500
8・6・1	飯能南台歩行者専用1号線	大字矢風字芝口ヲネ	大字矢風字滝沢	10	570	S56.03.17 市0040		
8・6・3	六道巽原線	大字双柳字六道	大字双柳字巽原	9	560	H04.07.31 市0084	R01.07.05 市0065	
8・6・4	巽原清水ノ上線	大字双柳字巽原	大字岩沢字清水ノ上	9	240	〃		
計 24 路線					34,120			

都市計画道路整備状況

令和7年4月1日現在

路線番号	名 称	計 画		種別延長		整備済 (m)	未整備 (m)	備 考
		幅員 (m)	延長 (m)	幅員 (m)	延長 (m)			
3・4・1	東飯能駅東口駅前通り線	18	930	18	930	930		整備済
3・4・2	阿須小久保線	16～18	4,080	16	2,730	2,200	530	整備中
3・4・3	青木大久田線	16	2,800	16	1,350	980	370	整備中
3・4・5	久下六道線	16	2,330	16	2,800	2,800		整備済
3・5・6	中央通り岩根橋線	15	2,330	16	2,330	236	2,094	一部整備中
3・5・7	飯能駅前通り線	11～15	1,130	15	1,130		1,130	未整備
3・6・8	双柳中居線	11～16	1,140	11	540	540		整備済
3・6・9	前田通り中居線	11	1,130	15	600	600		整備済
3・6・10	川寺上野線	11～16	2,220	11	780	780		整備済
3・3・11	飯能所沢線	23.5	1,230	16	350	350		整備済
3・4・12	飯能駅南口駅前通り線	16	1,810	11	1,300	1,300		整備済
3・4・13	飯能南台大河原線	16～18	3,370	16	1,110	1,110		整備済
3・5・14	飯能南台環状線	12	1,820	16	1,110	1,110		整備済
3・5・15	双柳岩沢線	12	1,760	23.5	1,230	1,230		整備済
3・5・16	川寺岩沢線	12	1,810	16	1,810	1,810		整備済
3・6・17	大河原永田線	10	1,510	16	1,480	1,480		整備済
3・4・19	狭山飯能線	16	1,540	18	1,890	1,890		整備済
3・5・20	東原巽原線	12	550	12	1,820	1,820		整備済
3・5・21	巽原滝ノ上線	12	490	12	1,760	1,328	432	整備中
3・4・22	元加治駅北口駅前通り線	16	420	12	1,510	1,020	490	整備中
3・4・23	元加治駅南口駅前通り線	16	820	10	1,540	1,000	540	一部整備済
8・6・1	飯能南台歩行者専用1号線	10	570	16	370	300	70	一部整備済
8・6・3	六道巽原線	9	560	12	550	550		整備済
8・6・4	巽原清水ノ上線	9	240	12	490	490		整備中
計 24 路線			34,120	16	420	26,757	7,363	

(2) 駅前交通広場

駅前交通広場は、鉄道駅を中心として、鉄道、自動車、人等を結び、効率的な交通処理を図ることを主な目的とし、鉄道駅に接して配置される都市交通施設であるが、同時に都市空間における公共空間として位置付けられ、市の玄関としての修景的な性格をあわせ持っている。本市では、飯能駅南口駅前交通広場については、飯能駅南口駅前通り線と併せ整備し、平成元年3月に供用開始し、東飯能駅東口駅前交通広場については、双柳土地区画整理事業により用地を確保し、東飯能駅東西自由通路の整備と併せ、平成12年10月に供用開始した。

駅前交通広場整備状況

令和7年4月1日現在

駅前交通広場名	鉄道駅名	面積(m ²)	計画決定	備 考
東飯能駅東口	JR・西武池袋線 東飯能駅	4,000	S41.03.22 (H04.07.31)	整備済 (平成12年供用開始)
東飯能駅西口	JR・西武池袋線 東飯能駅	2,600	—	整備済 (平成15年供用開始)
飯能駅北口	西武池袋線 飯能駅	4,156	—	整備済 (平成4年供用開始)
飯能駅南口	西武池袋線 飯能駅	4,500	S56.03.17 (S62.11.20)	整備済 (平成元年供用開始)
元加治駅北口	西武池袋線 元加治駅	2,500	H06.06.17	未整備
元加治駅南口	西武池袋線 元加治駅	1,500	H06.12.02	未整備

※計画決定欄の()内は、最終変更年月日。飯能駅北口は鉄道事業者による施行。

(3) 都市公園

都市公園は、都市における良好な生活環境を形成するとともに、都市災害に対する避難場所やスポーツ・レクリエーション等の場として、都市生活に不可欠なオープンスペースである。

本市においては、令和7年4月1日現在で、52箇所、119.69haが整備済となっている。

都市公園整備状況

令和7年4月1日現在

公園名	種別	計画決定	面積(ha)	開設年月日	備 考
前田公園	街区公園	S41.06.17	0.35	S45.03.31	
玉宝公園		S45.03.16	0.22	〃	
柿堂公園		〃	0.31	S46.07.14	
上ノ台公園		〃	0.23	S47.04.01	
橋場公園		〃	0.24	S49.04.03	
水押公園		〃	0.30	〃	
中央公園	近隣公園	S61.06.03	2.71	H12.04.01	
美杉台公園	地区公園	H02.07.31	7.71	H01.04.01	
阿須運動公園	運動公園	H08.02.23	18.62	S58.04.01	
トーベ・ヤンソン あけぼの子ども森公園	地区公園	H06.06.17	7.57	H09.07.01	
岩沢運動公園	都市緑地	H08.02.27	3.73	H10.04.01	
あさひ山展望公園	近隣公園	H20.07.17	3.60	H23.04.08	
龍崖山公園	近隣公園	—	3.84	H25.03.24	
久下地蔵公園	街区公園	—	0.04	S62.04.01	
中山遊戯公園		—	0.03	〃	
見晴らし公園		—	0.49	H01.04.01	
ひかり公園		—	0.24	〃	
稲荷町公園		—	0.08	H02.03.31	
もみじ公園		—	0.28	H04.04.01	
こぶし公園		—	0.26	H07.04.01	
永田台中央公園		—	0.73	H09.04.01	
なかよし公園		—	0.05	〃	
ふれあい公園		—	0.20	H11.04.01	
いちご公園		—	0.23	H18.03.01	H13.3.1仮称にて供用開始
おひさま公園		—	0.12	H18.03.01	H14.3.1仮称にて供用開始
ひだまり公園		—	0.25	H20.01.10	
ゆうひ山公園		—	1.15	H20.01.10	
加能里遺跡公園		—	0.26	H22.02.14	
あじさい公園		—	0.25	H23.03.26	
あかね公園		—	0.31	H25.03.24	
柳原公園		—	0.21	H27.03.14	
やまざくら公園		—	0.23	H30.04.01	
ひかり橋緑地	都市緑地	—	0.94	H14.04.01	
美杉台緑地		—	11.28	〃	
夕日之沢緑地		—	2.51	〃	
前原沢緑地		—	0.48	〃	
西八ツ川1号緑地		—	0.90	〃	
西八ツ川2号緑地		—	2.15	H21.07.15	
西八ツ川3号緑地		—	3.87	H23.04.01	
あさひ山1号緑地		—	1.07	〃	
あさひ山2号緑地		—	2.59	〃	
釜下沢緑地		—	4.37	〃	
龍崖山緑地		—	20.23	H25.03.24	
茜台緑地		—	11.97	〃	
駒坂緑地		—	1.97	〃	
カモシカ1号緑地		—	0.05	〃	
カモシカ2号緑地		—	0.03	〃	
カモシカ3号緑地		—	0.02	〃	
つくしのひろば	緑 道	—	0.11	H14.04.01	
しみずのひろば		—	0.11	〃	
いしのひろば		—	0.09	〃	
こびきのひろば		—	0.11	〃	
計			119.69		

主な都市公園位置図



(4)下水道

下水道は、市民の日常生活や生産活動から生じる汚水等を衛生的に処理し、公共用水域の水質汚濁の防止を図り、市民が健康で文化的な生活を営むための都市づくりに不可欠な施設である。

本市の下水道事業は、昭和28年に78.46haについて事業認可を受け、下水道管きょ整備を開始した。その後、令和6年3月には第21次の事業計画(変更)を策定し、埼玉県荒川流域別下水道整備総合計画の見直しに併せて計画の変更を行った。

終末処理場は、昭和39年に終末処理場建設事業の認可を受け、昭和41年に供用を開始した。その後、生活水準の向上による水使用の増加と市街地の拡大に伴う汚水流出量の増大によって、処理能力が限界に近づいたため、昭和49年3月に第4次変更認可を受け、新施設の建設に着手した。この新施設は昭和50・51年の2か年をかけ実施設計を行い、昭和52年から建設に着手、昭和54年4月に終末処理場の名称を「飯能市浄化センター」とし、昭和55年に完成、同年7月から供用を開始した。



飯能市浄化センター

下水道法事業計画

	当 初	21次
事業計画(変更)年月日	S28.4.28	R6.3.13
計画区域 (ha)	78.46	1,293
計画汚水量(日最大) (m ³ /日)	—	29,770

令和6年度末実績
(公共・飯能処理区)

処理面積	1,064.2 ha
処理人口	56,390 人
流入汚水量	22,930 m ³ /日

(5)その他の施設等

処理施設等

都市で快適な生活を営むために欠くことのできないものとして処理施設がある。処理施設には、ごみ焼却場、汚物処理場などがあり、これらの施設を建設するには、都市計画全般との調整を図る意味から、その敷地の位置を原則として都市計画決定することになっている。

処理施設等計画決定状況

令和7年4月1日現在

飯能市クリーンセンター(ごみ焼却ごみ処理場)			
当初決定	S55.03.05 市 40	備考	処理能力 ごみ処理施設 80t/24h (40t×2 炉) 粗大ごみ処理施設 11. 8t/5h ※平成 29 年度施設建替えにより処理能力のみ変更、都市計画変更なし
面 積	約 2.8ha		
計画変更	S60.10.23 市 140	備考	都市計画道路の変更に伴う若干の区域変更
面 積	約 2.8ha		
計画変更	R04.02.17 市 43	備考	新施設の建築に伴い現地を精査した結果、一部区域の見直しが必要となったため
面 積	約 2.94ha		
飯能市環境センター(汚物処理場)			
当初決定	H07.01.23 市 4	備考	処理能力 62kl/日
面 積	約 0.75ha		

広域飯能斎場(火葬場)			
当初決定	S33.12.19 建 2184	備考	名称 飯能市火葬場 火葬炉 1 基
面積	1.11ha		
計画変更	S55.03.05 市 41	備考	名称 飯能斎場 火葬炉 6 基
面積	1.8ha		
計画変更	S60.07.18 市 89	備考	火葬炉 6 基
面積	0.8ha		

5 市街地開発事業

(1) 土地区画整理事業

土地区画整理事業とは、公共施設の整備改善と宅地の利用増進を図るため、換地手法により土地の区画形質を変更し、道路、公園等の公共施設を一体的に整備することで、健全な市街地を形成するものである。

本市では、昭和初期から前田、樽ヶ谷戸の耕地整理が進められ、現在の市街地の基盤となった。その後、昭和31年に久下土地区画整理事業に着手し、中山地区、双柳地区、前ヶ貫・矢風地区及び独立行政法人都市再生機構施行の飯能南台地区など370.4haの面的整備が完了しており、整備率は69.3%となっている。現在施行中の土地区画整理事業は、笠縫地区、双柳南部地区、岩沢北部地区、岩沢南部地区の計4地区164.4haであり、市街化区域面積1,143.6haに対し、完了した地区を含め市街地整備区域は534.8haとなっている。平成21年7月3日、岩沢北部地区及び岩沢南部地区については、早期完了に向けて事業の見直しを行い、事業を継続するエリアと地区計画によるエリアに分けて整備することとして、事業区域を縮小した。平成25年6月7日には、飯能大河原土地区画整理事業の換地処分を行った。令和元年7月5日、双柳南部地区については、早期完了に向けて事業の見直しを行い、事業を継続するエリアと地区計画によるエリアに分けて整備することとして、事業区域を縮小した。

土地区画整理整備状況

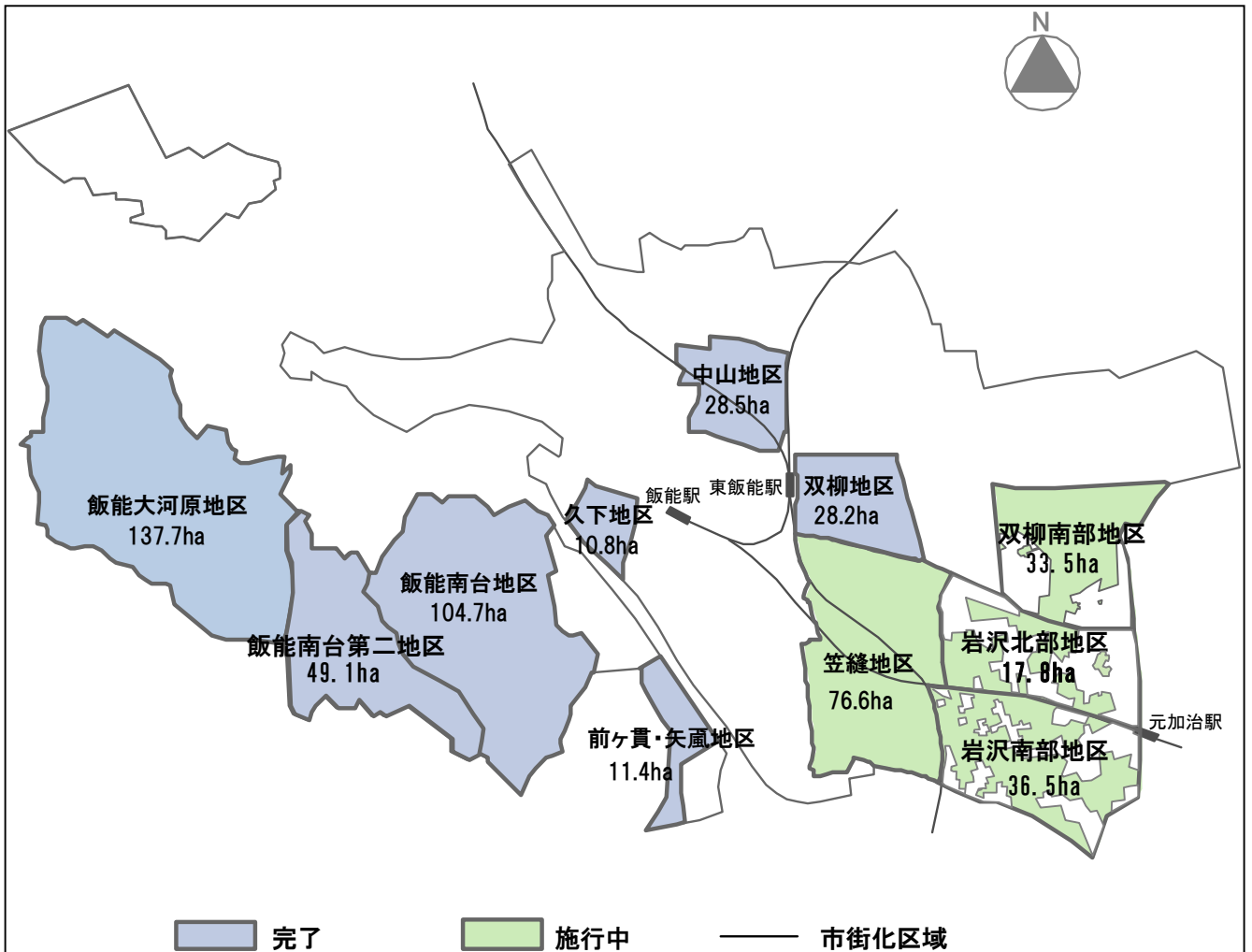
令和7年4月1日現在

事業地区名	面積(ha)	区域決定	当初事業計画 公告日	事業期間* (年度)	減歩率 (%)	換地処分	備 考
久下(組合)	10.8	S31.07.11	S31.07.11	S31～S57	18.62	S57.05.07	完了
中山(市)	28.5	S36.04.03	S38.04.08	S38～S47	23.67	S47.08.11	完了
双柳(市)	28.2	S38.12.14	S41.11.24	S41～S53	24.36	S53.11.10	完了
飯能南台 (機構)	104.7	S56.03.17	S57.01.06	S56～H05	50.00	H06.02.18	完了
前ヶ貫・矢風 (市)	11.4	H05.02.26	H05.04.26	H05～H17	19.27	H17.04.01	完了
飯能南台第二 (機構)	49.1	H06.01.14	H08.04.24	H08～H22	53.50	H23.03.25	完了
飯能大河原 (機構)	137.7	S60.11.15	H04.05.28	H04～H25	37.80	H25.06.07	完了
笠縫(市)	76.6	S59.10.12	S63.02.10	S62～R16	23.97		施行中
双柳南部(市)	33.5	H04.07.31	H04.12.10	H04～R20	24.01		施行中
岩沢北部(市)	17.8	H06.06.17	H06.12.12	H06～R10	20.38		施行中
岩沢南部(市)	36.5	H06.12.02	H08.03.15	H07～R20	13.02		施行中

(組合): 組合施行、(市): 市施行、(機構): 独立行政法人都市再生機構施行

* 清算期間を含まず

土地地区画整理事業箇所図





飯能市の都市計画

令和 7 年(2025年)5月発行

編集・発行 飯能市建設部都市計画課

〒357-8501 埼玉県飯能市大字双柳1番地の1

電話 042(973)2268(直通)

URL <https://www.city.hanno.lg.jp>

E-mail toshi@city.hanno.lg.jp